

省エネ対策のあり方・建築基準制度のあり方に関する意見

令和 3 年 10 月 18 日

(一社)日本建築士事務所協会連合会

宮原浩輔

1. 既存建築物の省エネ改修、改築（および用途変更）について（論点③既存ストックの省エネ対応） 関連

既存建築物の省エネ改修は現実として難しいことが多い。使用時での改修を可能とする工法などの開発や抜本的な規制緩和が必要と考える。例えば、部分的、段階的な改修（既存不適格のもの全体の改修ではなく）なお、集団規定、形態規制の緩和も必要である。耐震改修の促進にも役立つ。

2. 防火関係規定について（論点⑤, ⑥） 関連

合理的な防火規制の見直しには賛成する。

面積 3 千㎡超の木造建物に対する耐火設計上の設計自由度の拡大を検討課題にしていただきたい。

3. 小規模木造建築物の構造安全性を確認するための措置（論点⑤） 関連

昨今の地震被害等の状況を考えても、小規模木造建築物の構造安全性を確認するための措置は、引き続き必要と考える。

なお、現在建築確認の対象ではない都市計画区域外等の小規模建築物についても対象とすることにより、（4号並びで）構造安定性を確認することが考えられるのではないか。また、建築士の設計対象ではない小規模住宅等についても省エネ制度における義務化と軌を一にして建築士の業務対象とすべきではないか。

4. 太陽光設備の導入について（論点④） 関連

再生可能エネルギーの利用促進は不可欠であると思うが、建築主や建築士事務所、工務店に対する周知活動が必要である。特に義務化（ZEB,ZEH などへの基準引き上げによるものも

含む)については、景観等の検討、密集市街地の災害対応などきめ細かく適地、適性等の検討を並行的にすべきと考える。

受電側の体制等、太陽光設備の耐久性等建築士の知識能力範囲から超えることが想定され、設備の内容について建築主ともどもより建築士に周知を行う必要がある。

5. 建築士への支援措置について（論点①から⑦）

より一層の習熟度に対する支援が必要。特に現在努力義務とされている 300 m²以下の建築物に対する設計者や施工者向けの講習会を充実させる必要がある。

高度化する省エネ基準に伴い増加する建築士の業務負担に対して、適正な業務報酬の位置付けが必要である

6. 補助金や税制上の優遇措置等の統合、体系化（論点①から⑦）

ゼロカーボンに向けて、建築主に対する助成優遇は必要である。なお、ゼロカーボンに向けて助成制度を分かりやすく整理する事で、認知度を高め小規模建築主もさらに活用しやすくならな
いか。また ZEB や ZEH、ゼロカーボン志向の新築業務施設に対しては、容積緩和制度の導入が
効果あり、検討が求められる

7. 定期報告等維持管理時点での省エネ性能の維持確保（論点③⑦）

運用時点での省エネ性能の確保が重要であることから、環境配慮技術に精通した専門家が継続的に同一建物の調査や維持管理業務を行うことも検討してはどうか。

8. 小規模住宅の省エネ水準の引き上げについて（論点②）

省エネ基準の引き上げで建築コストがアップすることが想定されるため建築主の理解も必要となる。まずは、住宅の取得を検討している消費者の意識改革が可能になる施策が必要と考える。

以降、広範な検討課題として問題提起します。

9. 国民へのアピール（論点①～④、⑦）

規制の強化、規制水準の引き上げと同時にその効果、メリット等を含めて国民、消費者にアピールすることを考える必要がある。

10. 建物の施工時や運用時に発生する温室効果ガス量の分かりやすく合理的な計算手法の確立

温室効果ガスベースでの達成目標のを共有、明確化。（論点①～⑦）

現状では建物が生涯に発生させる温室効果ガスの計算手法のメッシュが粗いので、環境配慮設計の効果が捉えにくい。設計内容と温室効果ガスの発生量が相関する計算ルール、全産業が同じ土俵で温室効果ガス削減の効果が検証できる共通の基準が必要ではないか。

11. より高度な省エネ効果を持つ建材等の開発及び木材も含めた供給の安定化（論点①から⑦）

より省エネ効果の高い、あるいは経済性のある建材等の開発、供給が伴わないと省エネ水準の引き上げは難しいと考えます。施策の検討に当たっては、これら供給側の推進も踏まえたスケジュールとすべきではないか。